

川根本町農業 IoT システム構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領



平成 30 年 9 月
静岡県榛原郡川根本町

1 目的

この要領は、川根本町農業 IoT システム構築業務委託において、最も優れたシステムを導入する受託者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

平成 30 年度 地域 IoT 実装推進事業 川根本町農業 IoT システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「川根本町農業 IoT システム構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

平成 31 年 1 月 25 日までにシステムを構築し、平成 31 年 2 月 1 日から稼働する。

3 業務に要する費用（事業費限度額）

16,470,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模（システム構築費用）を示すもので、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

また、システム稼働後のシステム運用保守等については、本業務受託者と別途随意契約を締結する。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 公告日から受託者決定日までの間に、川根本町の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくは同条第 6 項に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

5 プロポーザル参加意向申出書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア プロポーザル参加意向申出書（様式第 1 号） 1 部

イ 公告日現在において、川根本町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、入札参加資格審査申請に必要な書類に準じた会社の概要がわかる書類

ウ 業務実績書（任意様式） 1 部

- (2) 提出期限
平成 30 年 10 月 1 日 (月)
- (3) 提出方法
 - ア 持参又は郵送により提出すること。
 - イ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) なお、郵送で提出する場合は、受取りの日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (4) 提出先
〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地
川根本町情報政策課情報政策室
- (5) 提出書類作成上の留意事項
 - ア 任意様式以外については、所定の様式で作成すること。なお、片面使用、横書きとする。
 - イ 業務実績書には、公告日現在における当該業務と同種の実績を記載すること。
 - ウ 公的資格、ISO 等の認証を取得している場合は、証明できる書類の写しを添付すること。

6 プロポーザル参加資格確認結果通知

- (1) 通知日
平成 30 年 10 月 3 日 (水)
- (2) 通知方法
書面及び電子メールにより通知する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限
平成 30 年 10 月 1 日 (月)
- (2) 提出方法
別添の質問書 (様式第 2 号) により、電子メールで提出すること。
- (3) 提出先
川根本町情報政策課情報政策室
メール johoh@town.kawanehon.lg.jp
- (4) 回答日
平成 30 年 10 月 5 日 (金)
- (5) 回答方法
プロポーザルへの参加資格を有すると確認された事業者に電子メールで回答する。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び部数
 - ア 企画提案書 (任意様式) 正本 1 部、副本 6 部
 - イ 誓約書 (様式第 3 号) 1 部
 - ウ 参考見積書 (任意様式) 1 部
 - エ 上記アの書類を記録した電子媒体 1 式
- (2) 提出期限
平成 30 年 10 月 15 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

(3) 提出方法

- ア 持参又は郵送により提出すること。
- イ 持参の場合の受付時間は、午前8時15分から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送で提出する場合は、受取りの日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出先

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地
川根本町情報政策課情報政策室

(5) 提出書類作成上の留意事項

I 共通事項

任意様式以外については、所定の様式で作成すること。なお、片面使用、横書きとする。

II 企画提案書

- ア 企画提案書は、1事業者あたり1提案とする。A4判、横書き、左綴じで製本すること。
- イ 図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判への折込みをすること。
- ウ 企画提案書の表紙には、宛名「川根本町長」、タイトル「川根本町農業 IoT システム構築業務企画提案書」、提出年月日及び事業者名を記載すること。
- エ 正本の企画提案書の表紙のみ代表者印を押印すること。
- オ 企画提案書は、30 ページ以内（表紙、目次、中表紙及び裏表紙を除く。）とし、文字の大きさは11~12ポイントとする。
- カ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語（一般的に難解と思われる専門用語等）を使用する場合は、付近に注釈をつけること。
- キ 企画提案書の記載内容については、以下のとおり作成すること。

① システムの基本的な機能及び構成

- ・ 当町が示した仕様書等を十分に理解し、事業者が提案するシステム構築にあたっての基本的な考え方について記述すること。
- ・ 提案するシステムの概要と特長について記述すること。システム機能については、機能構成図、主要画面、出力イメージについて記述すること。
- ・ 提案するシステムで使用するソフトウェアの構成並びにそれらの特長及び役割について記述すること。
- ・ システムを安定稼働させるために提案するハードウェアの構成、仕様、役割、台数等について記述すること（ネットワーク構成を示すこと）。
- ・ 業務履行時におけるセキュリティ対策（個人情報保護、ウイルス対策、データ保護等）について記述すること。

⑤ システム保守及び運用管理

- ・ システム運用時の事業者と当町の役割分担、事業者の体制並びに保守の内容及び範囲について具体的に記述すること。
- ・ ソフトウェア（OS、関連ソフトを含む。）のバージョンアップに関する事業者の方針について記述すること。
- ・ 運用時における障害発生時の対応（連絡体制、対応時間等）について具体的に記述すること。

- ⑥ 業務実施体制及び作業スケジュール
 - ・ 本業務を履行するにあたっての実施体制（SE 人数等）及び作業スケジュール（データセットアップ、テスト、操作研修等を含む。）について記述すること。
 - ・ 作業工程における事業者と当町の役割分担及び作業内容について記述すること。
- ⑦ システムの拡張性
 - ・ 方法変更等に伴うシステム改修への基本的な考え方及び対応方法について記述すること。
 - ・ 費用負担が発生する場合は、その判断基準について具体的に記述すること。
- ⑧ コスト縮減等に関する考え方
 - ・ ソフトウェア開発、カスタマイズ経費等の抑制、消耗品、サプライ用品、消費電力等のランニングコストの削減、省エネルギー、省資源等、提案するシステムに関するコスト縮減等の考え方について記述すること。
- ⑨ その他の提案事項
 - ・ 事業費限度額の範囲内で事業の有効性及び効率性の向上につながる提案を記載すること。また、仕様書の範囲以外で提供が可能なサービス等があれば併せて示すこと。

Ⅲ 参考見積書

業務に要する費用を以下の内容ごとに積算根拠を明確にして作成すること。なお、この見積書のほか、積算内訳の詳細を示す書類の提示を求めることがある。

ア システム構築費用（業務委託費用）

- ① クラウドシステム構築費
- ② 土壌センサ設置費
- ③ 気象センサ設置費
- ④ その他導入に係る費用

※ 上記に係る構築費用の合計額を計上すること。限度額は 16,470,000 円（税込み）とする。

イ システム利用に係る費用

- ① クラウド利用料
- ② メール利用料（100 名利用）

※ 上記に係る平成 30 年度（2 ヶ月間）の費用を一括計上すること。限度額は 86,400 円（税込み）とする。なお、次年度以降の年間費用も別途提示すること。

ウ 保守費用

- ① ハードウェア保守費用
- ② ソフトウェア保守費用
- ③ 運用保守費用

※ 上記に係る平成 30 年度（2 ヶ月間）の費用を一括計上すること。限度額は 151,200 円（税込み）とする。なお、次年度以降の年間費用も別途提示すること。

エ 回線使用料

※ 上記に係る平成 30 年度（2 ヶ月間）の費用を一括計上すること。なお、次

年度以降の年間費用も別途提示すること。

9 審査及び選定

(1) 審査の実施

企画提案書等の審査は、川根本町農業 IoT システム構築業務プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行うものとする。

(2) 審査委員会の設置

審査は、川根本町農業 IoT システム構築業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施するものとする。

(3) 実施日

平成 30 年 10 月 23 日（火） 予定

(4) 時間及び会場等

参加事業者に書面及び電子メールにより通知する。

(5) 審査方法

提案システムのプレゼンテーション（機器のデモンストレーションを含む。）を実施する。

(6) 実施時間（1 事業者当たり）

説明 20 分

機器のデモンストレーション 10 分

ヒアリング（質疑応答） 10 分

(7) 実施形式

ア 自由形式とする。プレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。

イ 企画提案書等の提出時に添付していない資料等の追加提出は認めない。ただし、プレゼンテーション用の簡易な資料の配付は認める。

ウ 参加人数は、1 事業者につき 3 人以内とする。

(8) 審査基準

審査委員会は、下記の評価項目について、審査要領に基づき参加事業者の企画提案書等の審査を行い、最も得点が高い事業者を候補者として選定する。

ア システムの基本的な考え方

イ システムの機能及び構成

ウ システム保守及び運用管理

エ 業務実施体制及びスケジュール

オ システムの拡張性

カ コスト縮減等に関する考え方

キ その他の提案事項

ク プレゼンテーション

(9) 審査結果の通知

審査結果及び候補者の選定については、書面により通知するとともに、川根本町のホームページに掲載する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

10 スケジュール

(1) 公告

平成 30 年 9 月 25 日（火）

(2) 参加意向申出書等の提出期限

平成 30 年 10 月 1 日（月）

(3) 質問書の提出期限

平成 30 年 10 月 1 日（月）

(4) 参加資格確認結果通知	平成 30 年 10 月 3 日 (水)
(5) 質問に関する回答	平成 30 年 10 月 5 日 (金)
(6) 企画提案書等の提出期限	平成 30 年 10 月 15 日 (月)
(7) 審査	平成 30 年 10 月 23 日 (火) 予定
(8) 候補者の選定	平成 30 年 10 月 24 日 (水) 予定
(9) 審査結果の通知	平成 30 年 10 月 26 日 (金) 予定

11 契約方法

- (1) 企画提案書の内容を基本として候補者と契約条件等に関する協議を行ったうえで、川根本町物品購入等に係る契約事務処理要領（平成 17 年川根本町告示第 20 号）に基づき見積合せを実施し、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 候補者に契約を締結することができないやむを得ない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次点以下となっている参加事業者のうち、得点の合計が上位であった者から順に契約についての協議を行い、見積合せを実施するものとする。

12 失格事項

参加事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 関係法令に違反した場合
- (3) 企画提案書等の作成において不正な行為が認められた場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 企画提案書等の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (6) 企画提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 本要領の定め以外の方法により、関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、又は間接的に求めた場合
- (8) 第 2 次審査（ヒアリング等）に正当な理由なく参加しなかった場合

13 その他

- (1) 参加事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第 4 号）の提出により、プロポーザルの参加を辞退することができる。
- (2) プロポーザルの参加を辞退した場合でも、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。なお、提出書類は、候補者の選定以外の目的には使用せず、川根本町が責任をもって保管及び廃棄を行う。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出並びにヒアリング等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加制限措置を行うことがある。
- (8) 提出された書類について、川根本町情報公開条例（平成 17 年川根本町条例第 8

号)の規定による開示請求があった場合は、次に掲げる非公開情報を除き、原則公開するものとする。この場合において、該当する書類を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、プロポーザルにおける候補者選定前において、その選定に影響が出るおそれがある情報については、選定後の開示とする。

ア 事業等のノウハウ

イ 公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる事項

ウ その他公開することが適当でないと認められる事項

(9) 応募者が1者のみの場合でも、企画提案書等の審査を実施するものとする。

(10) この要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた場合は、関係者間で協議し定めるものとする。

14 問合せ先

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地

川根本町情報政策課情報政策室 担当：堤

電 話 0547-56-2232

F A X 0547-56-2235

メール joho@town.kawanehon.lg.jp

様式第 1 号

平成 年 月 日

プロポーザル参加意向申出書

川根本町長 鈴木敏夫 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

電 話

F A X

メールアドレス

担当部署

担当者

平成 30 年度 地域 IoT 実装推進事業 川根本町農業 IoT システム構築業務に係る公募型プロポーザルに参加したく、申し出ます。

質 問 書

質 問 項 目	質 問 内 容

商号及び名称	
部署及び担当者名	
連 絡 先	電 話 メー ル

平成 年 月 日

誓 約 書

川根本町長 鈴木敏夫 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

電 話

F A X

メールアドレス

担当部署

担当者

平成30年度 地域IoT実装推進事業 川根本町農業IoTシステム構築業務に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 川根本町農業IoTシステム構築業務公募型プロポーザル実施要領における参加資格要件を満たしています。
- 2 提出した書類に不正及び虚偽はありません。

様式第 4 号

平成 年 月 日

プロポーザル参加辞退届

川根本町長 鈴木敏夫 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

電 話

F A X

メールアドレス

担当部署

担当者

平成 年 月 日付けで申し出を行った平成 30 年度 地域 IoT 実装推進事業 川根本町農業 IoT システム構築業務に係る公募型プロポーザルへの参加を辞退したく届け出ます。